

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱

昭和42年3月8日付け42農地D第24号
最終改正 令和6年11月5日付け6農振第1887号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

(適用の範囲)

第1 農地保全に係る地すべり防止事業及び農地保全に係る地すべり関連事業（以下「関連事業」という。）の実施に関しては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下「法」という。）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号。以下「令」という。）、地すべり等防止法施行規則（昭和33年農林省、建設省令第1号。以下「規則」という。）及び地すべり等防止法の施行について（昭和33年5月27日付33林野第6086号、建設省発河第90号、農林、建設両事務次官通知）その他法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(地すべり防止区域の指定及び廃止の申請)

第2 都道府県知事は、地すべり防止区域の指定を受けようとするときは、地すべり防止区域指定申請書（別紙様式1号）を農林水産大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、地すべり防止区域指定申請書を提出した場合には、その後あらためて意見の申し出のある場合を除き、当該地すべり防止区域申請書をもってあらかじめ法第3条第1項の関係都道府県知事の意見を述べたものとみなすものとする。

3 都道府県知事は、地すべり防止区域を廃止する必要を認めるときは、その全部又は一部につき地すべり防止区域廃止申請書（別紙様式1号に準ずる。）を農林水産大臣に提出するものとする。

(地すべり防止工事基本計画)

第3 都道府県知事は、地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、50日以内に法第9条の地すべり防止工事基本計画書（別紙様式2号）を地方農政局長を経由して（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）を経由して。以下第6までにおいて同じ。）農林水産大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出した地すべり防止工事基本計画の内容について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、ただちに当該変更に係

る地すべり防止工事基本計画書を地方農政局長を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類位置又は規模の著しい変更
- (2) 地すべり防止工事に要する費用の概算額の増減が20パーセント以上に及ぶ変更。ただし、労賃又は物価の変動による場合を除く。

(直轄地すべり防止工事の実施)

第4 都道府県知事は、法第10条第1項の規定により農林水産大臣から意見を聴取されたときは、20日以内に意見書を提出するものとする。

- 2 直轄地すべり防止工事の実施については、別に定めるところによるものとする。

(直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施)

第4の2 当該年の降雨、地震等によって地すべりが活発となることにより災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く、緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、農林水産大臣は、直轄地すべり対策災害関連緊急工事（以下「直轄災害緊急工事」という。）を実施するものとする。

- 2 地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下第3項から第8項までにおいて同じ。）は、直轄災害緊急工事を実施する必要があると認めるときは、速やかに直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書（農村振興局長が別に定める様式による。）を農村振興局長に提出するものとする。

- 3 地方農政局長は、前項の報告書を提出した後3週間以内に直轄地すべり対策災害関連緊急工事实施計画書（農村振興局長が別に定める様式による。）を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長は、直轄災害緊急工事を実施しようとする場合には、あらかじめ当該工事の施行予定地が存する都道府県知事と施行予定地その他必要事項について調整を行うものとする。

- 4 農村振興局長は、前項の規定により提出された直轄地すべり対策災害関連緊急工事实施計画書を審査の上、適当と認めるときは、事業費を決定し、これを地方農政局長に通知するものとする。

- 5 地方農政局長は、前項の通知を受けた場合は、当該施行地の区域を管轄する都道府県知事にこれを通知するものとする。

- 6 地方農政局長は、直轄地すべり対策災害関連緊急工事实施計画書の変更でその内容が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ農村振興局長の承認を受けるものとし、その変更の承認については第3項から第5項までの規定を準用するものとする。

(ア) 主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の変更

(イ) 工事費の各費目間の10%を超える経費の額の増減

- 7 地方農政局長は、当該直轄災害緊急工事が完了した場合には、その施行結果に基づき、直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書（農村振興局長が別に定める様式による。）を、当該年度の末日を限度として速やかに農村振興局長に提出するものとする。

- 8 地方農政局長は、前項の精算報告をもとに、事業費の実績等を関係都道府県知事に通知するものとする。
- 9 直轄災害緊急工事の設計単価及び歩掛等は、通常の直轄地すべり防止工事に係るものと同一の取扱いとする。
- 10 工事諸費等については、原則として次に定めるところによるものとする。
 - (ア) 測量及び試験費 本工事費及び附帯工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額
ただし、特に大規模又は複雑な地すべりで地質調査を必要とするときは、必要額を積み上げて得た額。
 - (イ) 船舶及び機械器具費 本工事費及び附帯工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額
 - (ウ) 用地費及び補償費並びに営繕費 必要額を積み上げて得た額
 - (エ) 工事諸費 工事費の額に100分の2.2を乗じて得た額以内の額

(都道府県知事の地すべり防止工事の実施)

- 第5 都道府県知事は、地すべり防止工事に要する費用（以下「事業費」という。）について、国庫の負担を必要と認めるときは、地すべり防止工事実施申請書（別紙様式3号）を地方農政局長等（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下第3項において同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、前項の規定により提出された地すべり防止工事実施申請書を審査の上、適当と認められるときは、当該都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業の採択通知書を交付してその旨を通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項により通知を受けたときは、当該事業に係る実施計画書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の承認を受けた実施計画を変更したときは、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、実施計画概要書（農村振興局長が定める様式による。）の様式により地方農政局長に報告するものとする。
 - (1) 主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の著しい変更
 - (2) 総事業費の増減が20%以上に及ぶ変更。ただし、労賃又は物価の変動による場合を除く。
- 5 都道府県知事は、地すべり防止工事の実施にあたっては、各年度ごとに当該年度の実施設計画書（農村振興局長が別に定める様式による。）を作成して地方農政局長に提出するものとする。

(都道府県知事の災害関連緊急地すべり防止工事の実施)

- 第6 都道府県知事は、降雨、地震等によって地すべりが活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、地すべり防止工事の事業費について、緊急に国庫の負担を必要と認めるときは、速やかに災害関連緊急地すべり防止工事所要見込額報告書（農村振興局長が別に定め

る様式による。)を地方農政局長に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の報告書を提出した後3週間以内に災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書(別紙様式4号)及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書(農村振興局長が別に定める様式による。)を地方農政局長を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書の審査を行い、意見を付して農林水産大臣に進達するものとする。
- 4 農林水産大臣は、第2項の規定により提出された災害関連緊急地すべり工事実施申請書及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書を審査の上、適当と認められるときは、当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付してその旨通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、前項の実施計画概要を変更したときは、その内容を地方農政局長に報告するものとする。

ただし、その変更の内容が第5第4項第1号又は第2号に該当するときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならないものとする。
- 6 地方農政局長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書を農村振興局長に提出して協議するものとする。
- 7 当該年度の実施計画書の提出については、第5第5項の規定を準用する。

(関連事業の種類及び基準)

第7 関連事業の種類は、おおむね次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等、地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの
- (2) ため池の移転、用排水路の移転等、地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
- (3) 農道の整備、区画整理等、地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様、地すべりによる被害を軽減することに役立つもの。

(関連事業の実施)

第8 都道府県知事は、関連事業を行う者から関連事業を実施する旨の申請があったときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長)が定める期日までに地すべり関連事業採択申請書(別紙様式5号)及び土地改良事業計画概要書(農村振興局長が別に定める様式による。)を地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣。以下第2項において同じ。)に提出するものとする。

2 地方農政局長は前項の規定により提出された土地改良事業計画概要書を審査のうえ当該事業が次に掲げる条件のすべてに適合しており、その要する経費について、都道府県が国の補助金を財源の全部若しくは一部とする都道府県補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付してその旨を通知するものとする。

- (1) 事業の施行が技術的に可能であること。

- (2) 事業の効用が事業の費目をつぐなうものであること。
- 3 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該事業を実施する者に通知するとともに、地方農政局長が指示するものについては、当該事業に係る全体実施設計書（農村振興局長が別に定める様式による。）を作成させ、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 関連事業を行うものは、第2項の通知を受けた事業に係る土地改良事業計画書及び第3項の承認を受けた全体実施設計書の変更にあたっては、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その結果を全体実施設計概要書（農村振興局長が定める様式による。）により地方農政局長に報告するものとする。
- (1) 事業施行地域の変更であって、事業目的別面積が、おおむね10%以上の増減をするもの
- (2) 主要工事計画の変更であって、主要施設の追加若しくは廃止、又はこれらの施設の種類、位置及び規模の著しい変更
- (3) 総事業費の増減が10%以上に及ぶ変更。ただし、労賃又は物価の変動によるものを除く。
- 5 第7（1）に掲げる事業により整備された暗渠排水のうち、市町村または土地改良区が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けされているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

（事業費の範囲）

第9 事業費の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及試験費、用地及補償費、船舶及機械器具費、営繕費、換地費、実施設計費、工事雑費）及び事務費とし、経費の区分及び算定については次の各号によるものとする。

2 工事費

- (1) 本工事費……事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料及び土地の借料等とする。
- ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含むものとする。
- (2) 附帯工事費……本工事によって生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
- (3) 測量及試験費……工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
- (4) 用地及補償費……工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
- (5) 船舶及機械器具費……工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車を除

く。)等の購入費、借料、運搬費又は据付撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

- (6) 営繕費……工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設（購入を含む。）改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれ等の建物に係る敷地の買収費又は借料とする。
- (7) 換地費……換地計画及び換地処分に必要な経費とする。
- (8) 実施設計費……全体実施設計に要する費用とする。
- (9) 工事雑費……工事の現場事務に必要な経費とする。ただし、工事費（工事雑費を含む。）の額に農村振興局長が別に定める率を乗じて得た額以内であること。

3 事務費

工事の施行に伴い必要な事務上の経費（工事雑費に類するものは除く。）とする。

（準用規定）

第10 第1、第2、第5、第6及び第9の規定は、ぼた山崩壊防止事業の実施について準用するものとする。

この場合において「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と「地すべり防止区域指定申請書」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域指定申請書」と、「災害関連緊急地すべり防止工事实施申請書」とあるのは「災害関連緊急ぼた山崩壊防止工事实施申請書」と「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、「地すべり防止工事实施申請書」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事实施申請書」とそれぞれ読みかえるものとする。

（委任）

第11 事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

(別紙様式1号)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○ 殿

都道府県知事名

地すべり等防止法第3条(第4条)の規定により地すべり防止区域(ぼた山崩壊防止区域)として指定されるよう別紙関係調書添付のうえ申請します。

1 地すべり防止区域指定申請理由書

都道府県名

地域 番号	地すべり 地域名	郡町 大字 字 市村	要指定 面積	指定する必要がある と認められる理 由の概要	区分 記号	備 考
			ha			
計						

記入上の注意

- 1 要指定面積は、実測面積により単位以下2位まで記入すること。
- 2 区分記号は、当該地すべり防止区域が次の法律によって指定された地域、地帯に該当する場合は下記の記号を記入すること。なお、2以上の法律の適用を受けている場合は、それぞれの記号を記入すること。

記 号	特 殊 立 法 名
離	離島振興法
特	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法
豪	豪雪地帯対策特別措置法
台	台風常襲地帯における災害防除に関する特別措置法

- 3 他事業(砂防指定地、保安林、保安施設地区等)との関係のある地区については申請書を提出する際に、農村振興局所管として指定することについての了解があることを原則とするが、協議中のものについては、その見通しについて備考欄に記入すること。

2 地すべり防止区域指定土地調書

地域 番号	地すべり 地域名	郡市	町村	大字	字	地番等	備考				
						(記載例) 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱○号までを順次結んだ線及び標柱○号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域					
						<table border="1"> <tr> <td>地番</td> <td>標柱番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地番	標柱番号			
地番	標柱番号										

記入上の注意

- 1 地番及び標柱番号欄には、地番及びその地番に存する標柱の番号を記入すること。なお、規則第1条第3号の一定の地物（標柱）を用いる場合の様式を示しており、規則第1条第1号の緯度及び経度を用いる場合は、「地番」の欄を「座標点番号」、「標柱番号」の欄を「座標」に改めること。
- 2 地すべり地域を明示した2千分の1の地形図及び字切図については、標柱番号（又は座標点番号）及びその位置を明確に記入すること。標柱番号（又は座標点番号）の記入順序は右回りとする。
 なお、字切図が数枚になる場合は、相互の接続を完全にし、地域を把握できるよう総括図を添付すること。

3 地すべり地域の箇所別概況調書

(1) 地すべり地域及び所在地

地域番号		地すべり 地 域 名	
所 在 地	市 郡	町 村	大字 字
流 域	川支川		川支溪

(2) 地すべりの概況

地 質 地 形		地すべり地傾斜	頭部 中位部 末端部
地質型式による分類		地すべり推定深度	
運動型式による分類		河川溪流に流入する土砂推定量	
滑動 状況	現 在		
	過 去		

(6) 被害現況説明

(7) 既往の地すべり防止施設

位置	種類	名称	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工年月日	砂防指定地保安林、保安施設所在の内外の別	備考

(8) 今後の地すべり防止計画

地すべり防止区域面積	ha	立退勧告家屋	戸 (ha)
地すべり防止工事 基本計画の概要			
関連事業の計画の概要			

(9) 農村振興局所管とする根拠

土地改良事業名	受益面積	同左地すべり防止区域内面積	主要土地改良施設	事業主体	認可番号	事業実施区分	備考
	ha	ha					

(10) その他の事業との関連

砂防指定地との重複関係	
保安林又は保安施設地区との 重 複 関 係	
河川、港湾、漁港区域との 重 複 関 係	
その他の区域等との重複関係	
そ の 他 参 考 事 項	

(11) その他の重要事項

記入上の注意

- 1 (2)の地質型式による分類は第三紀層地すべり、破砕帯地すべり、温泉地すべりに区分すること。
- 2 (2)の運動型式による分類は、慢性型、急性型に区分すること。
- 3 (4)の各施設についての区分は、県道（県）、私鉄（私）、小学校（小）、国立病院（国）、村役場（役）のように記号で記入すること。
- 4 (5)の地すべり地の施設現況（その2）は、農業用施設について記入すること。なお、農道については(4)の道路欄に記入する必要はない。
- 5 (5)の用排水路の区分は、用水、排水に区分すること。
- 6 (9)の土地改良事業名は、土地改良法第2条第2項の該当事業名を記入すること。なお、ここにいう土地改良事業とは、直轄、補助、非補助、事業主体を問わず構造改善事業の基盤整備事業のうち土地改良法の手続によるものを含み、現在工事実施中のものに限らず調査計画中のもの及び工事は完了しても引続き土地改良区等がその土地改良施設等を管理しているものも含むものである。
- 7 (9)の認可番号は団体営事業について土地改良法第10条第1項の認可にかかわる同法施行規則第18条の認可番号を記入すること。
- 8 (9)の事業の実施区分は、工事中（例S39～41）、計画決定済、計画中、管理中に区分すること。
- 9 (9)の農村振興局所管の根拠については上記のほか土地改良法によらなくても公益上農用地の改良、開発、保全又は復旧及び集団化を目的とする事業（例、草地改良、農業構造改善、海岸保全、鉱害復旧、災害復旧等）についても土地改良事業に準じて記入すること。なお、保護牧野の場合は備考欄にその旨及び面積を記入すること。また砂防指定地、保安林、保安施設地域と重複する場合及び土地改良事業等の明確な根拠がない場合は、当該地すべり地域を農村振興局所管とする根拠について別途説明すること。
- 10 (10)のその他区域等との重複関係は、当該地すべり防止区域内に存する発、送、変電施設、鉱山その他重要鉱工業施設、電源開発地点、鉄道用地、軌道用地、飛行場及び当該ばた山崩壊防止区域に設定されている鉱業権等について記入すること。

4 地すべり地域を明示した5万分の1の位置図及び箇所別2千分の1の地形図

注意事項

- 1 管内の地すべり地域は、5万分の1の図面に一括して明示すること。
- 2 2千分の1の地形図は、既存の地すべり防止施設も記入すること。

5 地すべり状況を把握できる写真

6 その他（既存の調査資料等）

(2) 地すべりの種類及び滑動状況

地質型式による分類			地すべり深度	
運動型式による分類			河川溪流に流入する 土砂推定量	
滑動 状況	現在			
	過去			

(3) 地形、地質、土性

地 形	地形の種類		地質土性	地質系統	
	標高			岩石名	
	傾斜			表土	
	植生状況			下層土	

(4) 気象

観測所名					位置						観測期間				
一般気象	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	
	平均降水量	mm													
	平均降水日数	日													
	根雪期間及び日数	日													
特殊気象		第1位			第2位			第3位							
		数値	生起年月日		数値	生起年月日		数値	生起年月日						
	最大日雨量	mm													
	最大時間雨量	mm													
	最大連続雨量	mm													

(5) 水利状況

用排水系統の概要、現在の用排水施設の規模、数量及び機能、用排水の状況（干ばつ、排水不良等の有無）、用排水慣行等について記入すること。

(6) 営農状況

農 家		専 業	第1種兼業	第2種兼業	計	備 考			
	農 家 戸 数	戸							
	同 上 比 率	%							
農 家 經 営		經營耕地面積			農 業 所 得			備 考	
		田	畑	計	農業 所得	農外 所得	計		農業 所得率
	全農家平均	ha	ha	ha	千円	千円	千円	%	1戸当り
	専業農家平均								
主 要 作 物	作 物 名								
	作 付 面 積	ha							
	10 a 当り収量	kg							

(7) 被害状況

		地すべりによる被害					その他の被害			
		農地	農業用 施設	作物	家屋	その他	計	作物		計
地すべり 地 域	被害量									
	被害額									
隣接する 地 域	被害量									
	被害額									
地域外被害 想定地域	被害量									
	被害額									
計	被害量									
	被害額									

- (注) 1 被害額は過去10ヶ年平均とすること。
 2 その他の被害とは用水不足、排水不良等地すべり以外によるものとする。
 3 将来地すべりの移動に伴い被害が予想される場合は、想定被害状況を本表のほかに別記すること。

(8) 既往の地すべり防止施設の有無及びその効果

3 計画

(1) 計画の概要

地すべり防止工事計画及び関連事業計画に分けてその概要を記入すること。

(2) 主要計画及び費用の概算額

	防止工事の種類 又は関連事業名	工 種	規模構造等	数 量	事 業 費	備 考
地 す べ り 防 止 工 事	地すべり防止施設				千円	
	計					
関 連 事 業						
	計					
合 計						

(注) 1 防止工事の種類は地すべり防止施設、水流の付け替え、地すべり地塊の除去等に区分し、関連事業名は区画整理、暗きょ排水、農道整備等に区分して記入すること。

2 事業の新設、改良別は備考欄に記入すること。

4 効果

		地すべり防止工事による効果						関連事業による効果			
		農地	農業用 施設	作物	家屋	その他	計	作物			計
地すべり 区域	被害軽減量										
	同評価額										
隣接する 地域	被害軽減量										
	同評価額										
地域外 被害想 定地域	被害軽減量										
	同評価額										
計	被害軽減量										
	同評価額										

(注) 現況の被害状況を基礎として、本計画（防止工事、関連事業）によって生ずると思われる被害軽減量及びその評価額を推定して記入すること。

なお、算出基礎を欄外に記入すること。

5 その他特記事項

本計画の作成に関する市町村の意見並びに他事業との関連がある場合はその詳細を記入すること。

6 計画概要図

図面は5万分の1の位置図及び計画一般図とし、位置図には、地域位置を赤色をもって囲んで示し（面積が非常に小さく地区外図を図示することができない場合は直径5mmの赤円をもって示す）、計画一般図は原則として2千分の1程度の実測地形図を使用し、本計画による事業の施行箇所、防止施設の位置並びに配置を示すこと。

(別紙様式3号)

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

地すべり防止工事実施申請書

農地保全に係る地すべり防止事業実施要綱第5の規定により、下記のとおり令和 年度新規地区として実施したいので採択されたく申請する。

記

1 地区一覧表

優先 順位	地域 番号	指定 年月 日	基本 計画 提出 年度	区分 記号	地区名	所在地	計画概要					
							地域 面積	地す べりの 種類	事業費			主要工 事内容
									事業費	補助率	国費	
						市町 大字 字 郡村	Ha ()		千円		千円	
計					地区							

- (注) 1 地域番号は、指定のための地域番号を踏襲すること。
2 区分記号は、別紙様式1号の1の区分記号によること。
3 地域面積欄の()内は、地域外被害想定面積を外数で記入すること。

2 地区別計画概要書

優先順位	地域番号	指定年月日	基本計画提出年度	区分記号	地区名	所在地	区分	地 積							
								田	普通畑	樹園地	山林	宅地	採草放牧地	その他	計
						市町 大字 郡村 字	地すべり 地 域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水系名		川支川 川支溪				地 域 外 被 害 想 定 地 域									
地すべりの種類		地質		系統 岩		計									
地すべり防止工事を必要とする理由							計画概要図								
地すべり防止工事の技術的可能性に関する見通し															
総事業費	千円	補助率		国庫補助額	千円										
防止工事内容				関連事業											
工 種	数 量	事業費													
		千円													
計															
その他の事業との関連															

(注) その他必要事項及び参考事項は別途記入の上、添付する。

(別紙様式4号)

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

災害関連緊急地すべり防止工事（等）実施申請書

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（第5及び）第6の規定により下記のとおり令和
年度新規地区として実施したいので、採択されたく申請する。

記

優先 順位	地域 番号	指定 年月日	基本 計画 提出 年度	区分 記号	地区名	所在地	地域 面積	地 す べ り の 種 類	計 画 概 要						
									総 事 業 費			うち災害関連緊急地す べり防止工事实施分			主要 工事 内容
									事業費	補助率	国費	事業費	補助率	国費	
						ha		千円		千円	千円		千円		
						()									
計					地区										

(令和 年度第 回分)

- (注) 1 括弧書き（地域面積の欄を除く。）は、緊急地すべり防止工事に引き続いて翌年度
以降に施行を必要と認められる地すべり防止工事がある場合に適用し、この場合に別
紙様式3号にかえて本様式により申請するものとする。
- 2 総事業費は、翌年度以降に施行を必要と認められる地すべり防止工事に係る事業費
を含むものとする。
- 3 地域番号は、指定のための地域番号を踏襲すること。
- 4 区分記号は別紙様式1号の1の区分記号によること。
- 5 地域面積の括弧内には、地域外想定被害面積を外数で記入すること。

(別紙様式 5 号)

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

地すべり関連事業採択申請書

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱第7第1項の規定により下記のとおり令和 年度
新規地区として実施したいので、採択されたく申請する。

記

事業名	地区名	所在地	事業主体	受益面積	総事業費
				ha	千円

地すべり関連事業計画概要書

地区名		所在地		着手年度		事業主体		都道府県名					
地域番号		指 定 年月日		基本計画 提出年度		防止工事の 所 管 区 分		関 連 事 業 計 画 書 承 認 年 月 日					
事業 種 別	受 益 面 積	総 事 業 費	効 果				反 当 事 業 費	資 金 計 画					備 考
			農 業 関 係			そ の 他		国 費	県 費	地 元 負 担 分			
			農 作 物	農 地 施 設 等	計					市 町 村	賦 課 金	そ の 他	
	ha	千円	(kg) 千円	(ヶ所) 千円	千円	ヶ所 千円	円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	
計													
現況計画事項主 要工事添付図面		(5万分の1位置図)											